

公益財団法人 損保ジャパン美術財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人損保ジャパン美術財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、絵画、彫刻等の美術作品を収集し、保存するとともに広く一般の鑑賞に供し、併せて新進の創作を奨励し、もって我が国芸術文化の振興と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 美術作品の収集、保存、公開
- (2) 展覧施設の運営管理
- (3) 美術家の支援、表彰
- (4) 美術鑑賞の教育普及
- (5) 頒布品の製作、販売
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号と第3号～第6号の事業は本邦及び海外において、同項第2号の事業は主たる事務所所在地において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産を、この法人の基本財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表第1及び第2の財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分または担保に供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会において決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時評議員会に提出し、事業報告及びその附属明細書についてはその内容を報告し、それ以外の書類については承認を得なければならない。

2 前項の書類は、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第47条第1項第10号の書類に記載するものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも同様とする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に評議員 13 名以上 17 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第 179 条から 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第 19 条に規定する事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第17条 評議員に対して、定例報酬は支給しない。ただし、各年度の総額が100万円を超えない範囲で謝金を支払うことができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額
- (3) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (4) 第10条第1項に定める計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、評議員会の日の5日前までに、評議員に対して書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、「一般社団・財団法人法」第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席者の代表2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、専務理事及び常務理事をそれぞれ1名以上置くことができる。

3 前項の理事長をもって「一般社団・財団法人法」上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び専務理事並びに常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第30条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 常勤役員に対して、評議員会で定める年度の総額の範囲で、報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員に対して、定例報酬は支給しない。ただし、評議員会で定める年度の総額の範囲で、謝金を支給することができる。
- 3 第1項および第2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(責任の免除)

第32条 「一般社団・財団法人法」第198条で準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の日の5日前までに、理事及び監事に対して、その通知を発しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第37条 理事会の決議は、定款に定めるものを除き、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第27条第3項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

